



事務連絡

令和3年1月19日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

「改正石綿障害予防規則の周知用ポスター・リーフレット」の送付について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働者等の石綿ばく露による健康障害の未然防止に資することを目的として、石綿障害予防規則の改正を行いました。そこで、改正された石綿障害予防規則の内容をはじめとした、石綿関係法令を広く周知し、法令に基づく措置の履行確保を徹底いただくため、広報用ポータルサイトの設置及びその周知を行う事業を開始いたしました。

つきましては、周知用のポスター及びリーフレットをお送りいたしますので、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

(厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト専用ホームページ)

www.ishiwata.mhlw.go.jp

(送付資料)

- ・周知用ポスター・・・・・・・・・・1枚
- ・周知用リーフレット・・・・・・・・20枚

以上

【担当】 事業部 八重樫

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

石綿による健康障害を防ぐために、みなさまにご協力をお願いします

工事の
元請業者

建物の
オーナー

アスベスト

石綿対策は、

“みなさま”に
関わる問題です。

現場の
作業員

工事の
発注者

工事を行う
事業者

近隣の
住民

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となることから、現在は輸入・製造・使用などが禁止されています。

しかし、建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に適切な対策がとられない場合には、工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

改正石綿障害予防規則の強化ポイント

ポイント ① 工事前に石綿の有無を調べる事前調査について

- ◆ 建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存することが義務づけられます。(2021.4~)
- ◆ 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行うことが義務づけられます。(2023.10~)

ポイント ② 工事開始前の労働基準監督署への届出について

- ◆ 吹付石綿に加え石綿が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務づけられます。(2021.4~)
- ◆ 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務づけられます。(2022.4~)

ポイント ③ 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

- ◆ 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務づけられます。(2021.4~)

ポイント ④ 石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事について

- ◆ 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。(2020.10~)
- ◆ 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務となります。(2020.10~)
- ◆ 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。(2021.4~)

ポイント ⑤ 写真等による作業の実施状況の記録について

- ◆ 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務づけられます。(2021.4~)

「石綿障害予防規則」が改正され、 今まで以上に石綿対策が強化されます。

「石綿障害予防規則」の改正にともない、石綿に関する規制の内容をできるだけ多くの方々に周知するため、新たに石綿障害予防に関するポータルサイトを開設しました。

適切な石綿対策に役立つ情報や石綿関係法令のさまざまな情報を今後も掲載しますので、ぜひご覧ください。

改正内容の詳細については、こちらのQRコードから専用ホームページをご覧ください。



www.ishiwata.mhlw.go.jp